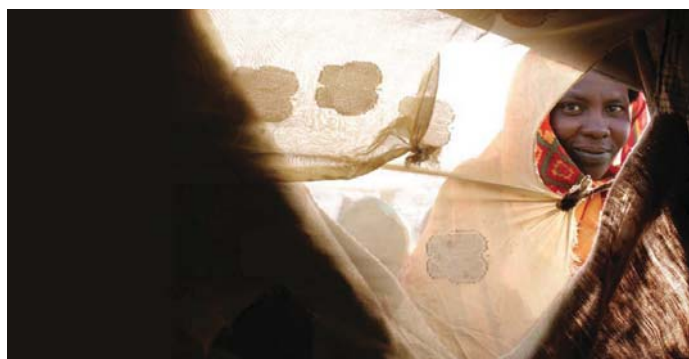


UNHCR

受入国に提出する 第三国定住候補者のカテゴリー



UNHCRの第三国定住候補者提出方針



UNHCRが通常第三国定住に提出する個人または家族は、

- 1) 第三国定住考慮のための前提条件を満たしていること。また
- 2) UNHCR第三国定住提出のカテゴリーのひとつ以上に該当していること。

ケースの優先順位(緊急、至急、通常)は提出の時期に影響を与える。

1) 第三国定住考慮の前提条件

- a. 対象となる候補者が**UNHCRから難民として認められていること、また**
- b. **すべての恒久的解決策が検討された結果、第三国定住が最も適切な解決策と特定されていること。**

*以下の場合、例外が適応されうる。難民ではない無国籍者で、第三国定住が最も適切な恒久的解決策であると考えられる場合、または第三国定住が難民ではない扶養家族の家族統合の維持のために行われる場合

2) UNHCR第三国定住提出のカテゴリー

第三国定住に提出される個人、またはその家族は、以下のカテゴリーのひとつ、またはそれ以上に該当するものである。すなわち、

1. 法的保護または身体的保護ニーズ
2. 拷問または暴力のサバイバー
3. 医療ニーズ
4. 危険に瀕する可能性のある女性および少女
5. 家族再統合
6. 危険に瀕する可能性のある子どもと若年者
7. 予見可能な将来にわたって第三国定住に代わる恒久的解決策が見込めないこと

1. 法的保護または身体的保護ニーズ

難民の置かれている状況が以下の条件にひとつ以上該当する場合。

- **出身国への送還**、その国に追放されることによって、そこから難民が迫害のおそれがある領域に**送還される可能性の切迫した脅威または長期的脅威** または
- **恣意的な逮捕、拘束、投獄の脅威** または
- 避難国において、その国での庇護を維持できなくさせてしまう**身体的安全・人権への脅威**



2. 拷問または暴力のサバイバー

本カテゴリの候補者となる難民は

- 出身国もしくは庇護国で**拷問および／または暴力を経験し、**
- 目に見えてその痕跡もしくは症状が身体にないとしても、**身体的・精神的影響が残っている可能性があり、**
- 庇護もしくは帰還の状況により更なる**トラウマおよび／またはより高いリスク**に直面するかも知れず、
- 庇護国では受けられない**医療、精神的なケア、支援やカウンセリング**を必要としている可能性があり、
- **特定のニーズ**を満たすために第三国定住を必要としている。

3. 医療ニーズ

優先順位決定

優先レベル	重症度: 以下の病状の場合	医学的介入の 期間	第三国定住(出国ま での期間
緊急	直ちに生命を脅かす状態(救命手術等)	1ヶ月未満	1週間以内
至急	救命のための介入は必要だが、直ちに生命を脅かす状態ではない。 介入をしなければ、病気が進行したり合併症を引き起こし、深刻な状況を招く危険性がある。(がんの転移)	1～6ヶ月	6週間以内
通常	生命を脅かす状態でも、病気の進行・合併症により深刻な状況を招く危険性があるわけでもないが、 病気の進行・合併症のリスクを確実に軽減し 、生活の質・全体的機能を向上させるために 介入を必要としている 。	6ヶ月以上	52週間以内

4. 危険に瀕する可能性のある女性および少女

危険にさらされる女性と少女とは？

- 特にジェンダーに関する**保護の問題を抱え**、通常は男性の家族によって与えられる**効果的な保護が得られない可能性のある女性**または少女。
- **シングルマザーの世帯主であつたり、保護・養育者のいない少女や女性であつたり、男性の(または女性の)家族と一緒にいる**かもしれない。



4. 危険に瀕する可能性のある女性および少女 (続き)

以下の場合には、危険にさらされる女性と少女に対し
第三国定住が考えられるべきである:

- 女性であるがために、**安全が確保されない、または身体的保護が脅かされている**
- 過去の迫害および／またはトラウマにより、**特定のニーズ**が生じている
- 搾取や虐待に遭った結果、**大きな困難**に直面している
- 伝統的・代替的な支援や保護のメカニズムを**利用することができない**

5. 家族再統合

家族統合

- UNHCRは家族を、包括的で文化に配慮した方法で解釈することを奨励しており、家族内での扶養関係に焦点を当てている。
- いつ何時も、家族の統合を支援し、奨励するべきである。家族の構成員すべてが**共に第三国定住する**べきである。
- 別離が自らの意思によるものではなく、難民の状況によるものである場合、**第三国定住受入国で家族が再統合される**ために、本カテゴリーの下での候補者リストが提出される。

扶養家族とは、経済的、社会的および／または感情的な理由により、他者を実質的・直接的に頼りにするもののことである。

再統合が奨励されるのは

核家族の構成員

- **配偶者**(同性愛のカップル、内縁のカップルを含む)
- **扶養児童**
(年齢に問わず)

その他の扶養家族

- **親族**(両親を含む)
- 世帯の構成員における**他の扶養家族**

6. 危険に瀕する可能性のある子どもと若年者

危険にさらされる子どもや青年とは

- 18歳未満であり、
- 保護・養育者がいなかったり、別離したりした子どもも含まれ、
- 庇護国では解決されない切迫した保護ニーズを抱え、第三国定住が最も適切な解決策であると判断されている。



7. 予見可能な将来にわたって第三国定住に代わる恒久的解決策が見込めないこと

- **客観的指標:**
 - 庇護国における法的保護
 - 自主帰還や庇護国社会への統合の見通し
 - 庇護の状況
 - 社会経済的・心理社会的状況
- 第三国定住によって長期化する難民状況を打開することができる場合など、包括的解決策を模索する上で有効であることが多い。

